

諮問実施機関 奥州市固定資産評価審査委員会

諮問日 平成31年3月8日

答申日 令和元年7月8日

事件名 奥州市固定資産評価審査委員会の委員の経歴書の部分開示決定に関する件

## 答申書

### 第1 審査会の結論

「奥州市固定資産評価審査委員会の委員の経歴書」（以下、「本件対象文書」という。）につき、その一部を非開示とした決定については、別表に掲げる部分を開示すべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、奥州市情報公開条例（平成18年奥州市条例第17号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づく開示請求に対し、平成30年11月20日付け奥固審第31号により、諮問実施機関が行った部分開示決定（以下「原処分」という。）について、不当であり、開示しない部分の開示を求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね次のとおりである。

- (1) 委員の選任に係る経歴書は、公開の原則で開示すべきものである。よって、部分開示の決定は、不当であり、開示しない部分の開示を求める。
- (2) 青森県むつ市では、経歴書を情報提供としている。

### 第3 諮問実施機関の説明の要旨

#### 1 経緯

- (1) 本件審査請求人である開示請求者（以下、第3において「請求者」という。）は、平成30年11月7日付けで、諮問実施機関に対して、条例第5条の規定に基づき、「固定資産評価審査委員会の委員の名簿、報酬、費用弁償額、委員会の開催状況（会議録）、委員の選任方法、審査申出の内容、結果（過去10年分について）」に係る開示請求を行った。
- (2) これに対して、諮問実施機関は、下表のとおり対象文書を特定し、平成30年11月20日付け奥固審第31号により部分開示決定（原処分）を行ったところ、請求者は、これを不服として、平成30年12月26日付けで、本件審査請求を提起したものである。

なお、本件審査請求の対象となった文書は、開示請求の対象となった文書のうち、「奥州市固定資産評価審査委員会の委員の経歴書」である。

特定した行政文書	奥州市固定資産評価審査委員会に係る平成 21 年度から平成 30 年度まで（過去 10 年分）の下記の書類 <ul style="list-style-type: none"> <li>・報酬支給調書及び旅行命令票（報酬、費用弁償額）</li> <li>・会議録（委員の名簿、委員会の開催状況（会議録）、審査申出の内容、結果）</li> <li>・委員の選任に係る書類（委員の選任方法）</li> <li>・審査決定通知書（審査申出の内容、結果）</li> </ul>
----------	--

## 2 処分の理由

奥州市固定資産評価審査委員会の委員の経歴書について、委員の住所、生年月日、年齢及び経歴（最終学歴を含む。）を非開示と決定した理由は、当該情報が個人に関する情報であって、その記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であり、条例第 7 条第 1 項第 2 号※の規定に該当すると判断したためである。

※ 正しくは、条例第 7 条第 2 号であるが、諮問実施機関の作成した弁明書のとおり記載している。

## 3 請求者の主張に対する弁明

- (1) 奥州市固定資産評価審査委員会の委員の経歴書は、「公開の原則」により開示すべきものであり、部分開示とした決定は、不当であるとしていることについて

審査請求人は、奥州市固定資産評価審査委員会の委員の経歴書は、「公開の原則」により開示すべきものであると主張している。

しかしながら、審査請求人がその理由としている「公開の原則」については、その根拠が不明であり、審査請求人の当該主張には、理由がない。

なお、条例第 7 条には、行政文書の開示義務として「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。」と規定されている。

この規定は、行政文書は、原則として開示すべきことを明確に定めるとともに、個人の権利利益の保護や公益の保護のため例外的に非開示とすべき情報を限定的に定め、開示することの利益と非開示とすることの利益の調整を図っているものであり、上記 2 「処分の理由」のとおり条例に基づき当該情報を非開示と判断したものである。

- (2) 青森県むつ市では、固定資産評価審査委員会の委員の経歴書の情報を提供していることについて

審査請求人は、青森県むつ市では、固定資産評価審査委員会の委員の経歴書の情報を提供していることから、処分庁に対し同様に開示するよう主張しているものと捉えた。

しかしながら、地方公共団体の情報公開に関する制度は、法律によって一律に定められているものではなく、それぞれの地方公共団体において条例等を定めて運用されているものであり、その取扱いや非開示情報の該当性についても、それぞれの地方公共団体において判断している。

処分庁は、上記 2 「処分の理由」に記載したとおり、当該情報が条例第 7 条第 1 項第 2

号※の規定に該当するものと判断し、非開示と決定したものであるところ、他の地方公共団体で情報を提供していることを根拠として、処分庁に開示を求める審査請求人の主張は、失当であり、当該主張には、理由がない。

※ 正しくは、条例第7条第2号であるが、諮問実施機関の作成した弁明書のとおり記載している。

#### 4 結論

以上のとおり、本件処分は、処分庁が条例に基づき慎重に判断したうえで行ったものであり、適法かつ妥当な処分である。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

年月日	経過
平成31年3月8日	諮問の受理、審議
令和元年6月3日	審議
令和元年7月8日	審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件対象文書について

本件対象文書は、奥州市固定資産評価審査委員会の委員3名の経歴概要書である。当該経歴概要書は、委員の選任に係る議案の参考資料として議員に配布するため作成されたものである。

諮問実施機関は、本件対象文書の一部を条例第7条第2号に該当するとして非開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、開示しない部分を開示するよう求めているが、諮問実施機関は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書を見分した結果を踏まえ、本件非開示部分の非開示情報該当性について検討する。

なお、固定資産評価審査委員会は、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第1項の規定に基づき、固定資産台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するために市町村に設置される機関である。その委員は、同条第3項の規定に基づき、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任することとされている。

##### 2 本件非開示部分の非開示情報該当性について

###### (1) 条例第7条第2号該当性について

条例第7条第2号では、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（中略）により特定の個人を識別することができるもの」を非開示情報として規定している。

同号にいう「個人に関する情報」は、「事業を営む個人の当該事業に関する情報」が除外

されている以外には文言上何ら限定されていないことから、個人の思想、信条、健康状態、所得、学歴、家族構成、住所等の私事に関する情報に限定されるものではなく、個人に関わりのある情報であれば、原則として全てこれに当たると解される。

なお、「個人に関する情報」から除外される「事業を営む個人の当該事業に関する情報」については、条例第7条第3号の規定により、法人等に関する情報と同様の基準で開示又は非開示の判断をすることとなる。

当審査会において本件対象文書を見分したところ、本件対象文書は、奥州市固定資産評価審査委員会の委員3名に係るそれぞれの経歴概要書であり、委員の氏名、生年月日（年齢を含む。）、現住所、最終学歴及び主な経歴の5項目が記載されていることが認められた。このうち、2名の委員の経歴概要書の主な経歴の欄には、個人事業主としての事業所の開設に関する情報が記載されていることが認められた。

本件非開示部分（個人事業主としての事業所の開設に関する情報を除く。）について検討すると、既に開示されている委員の氏名とともに、全体として条例第7条第2号本文に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められることから、本件非開示部分（個人事業主としての事業所の開設に関する情報を除く。）の同号ただし書該当性等について、以下、検討する。

一方で、2名の委員の経歴概要書の主な経歴の欄に記載されていた個人事業主としての事業所の開設に関する情報については、「個人に関する情報」から除外される「事業を営む個人の当該事業に関する情報」に該当すると認められることから、条例第7条第3号該当性について、別途検討することとする。

#### ア 条例第7条第2号ただし書ア該当性について

(7) 本件対象文書は、奥州市固定資産評価審査委員会の委員の選任に係る議案の参考資料として議員に配布するため作成されたものであるが、当該経歴書について、諮問実施機関及び奥州市議会から次のとおり説明があった。

- a 経歴概要書の情報を公にするとする法令等の規定や慣行はないこと。
- b 奥州市議会では、平成30年第2回定例会から議案をホームページ上で公開しているが、人事案件や損害賠償事件などの議案に個人情報が含まれているときは、その情報の部分は伏せており、個人情報のみで形成された経歴概要書は、公表していないこと。

(4) 当審査会において、本件対象文書を見分し、上記の説明について検討したところ、当該説明に不自然・不合理な点はなく、これを覆すに足りる事情も認められなかった。すなわち、本件非開示部分（個人事業主としての事業所の開設に関する情報を除く。）は、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であると認められず、条例第7条第2号ただし書アには該当しない。

なお、「慣行として」とは、公にすることが慣習として行われていることを意味するところ、本件非開示部分（個人事業主としての事業所の開設に関する情報を除く。）と同種の情報が他の地方公共団体において公にされた事例があったとしても、それが個

別的な事例に留まる限り、「慣行として」には当たらないものと解される。

イ 条例第7条第2号ただし書イ該当性について

本件非開示部分（個人事業主としての事業所の開設に関する情報を除く。）は、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められず、条例第7条第2号ただし書イには該当しない。

ウ 条例第7条第2号ただし書ウ該当性について

条例第7条第2号ただし書ウでは、「公務員等（中略）の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る情報」を非開示情報から除外している。これは、公務員等が国の機関や地方公共団体の一員として、その所掌する職務を遂行する場合における当該活動についての情報を意味するものであり、具体的な職務の遂行との直接の関連を有する情報を対象とするものというべきである。

本件非開示部分（個人事業主としての事業所の開設に関する情報を除く。）は、委員の生年月日（年齢を含む。）、現住所、経歴等の情報であり、公務員等の職務遂行の内容に係る情報であると認められず、条例第7条第2号ただし書ウには該当しない。

エ 条例第8条第2項による部分開示について

条例第8条第2項では、開示請求に係る行政文書に特定の個人を識別することができる情報が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分を開示しなければならないことを規定している。本件対象文書は、原処分において委員の氏名が既に開示されていることから、本件非開示部分（個人事業主としての事業所の開設に関する情報を除く。）について、同項に基づく部分開示の余地はない。

オ したがって、本件非開示部分（個人事業主としての事業所の開設に関する情報を除く。）は、条例第7条第2号の非開示情報に該当すると認められるので、非開示としたことは、妥当である。

(2) 条例第7条第3号該当性について

条例第7条第3号では、「法人その他の団体（中略）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報」であって、「ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」及び「イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人において通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」を非開示情報として規定している。

本件非開示部分のうち、2名の委員の経歴概要書の主な経歴の欄に記載されていた個人事業主としての事業所の開設に関する情報について検討すると、当該情報は、上記のア及びイのいずれにも該当しないことが明らかである。

したがって、当該情報は、条例第7条第2号及び第3号のいずれにも該当せず、開示す

べきである。

3 審査請求人及び諮問実施機関のその他の主張について

審査請求人及び諮問実施機関のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件部分開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を条例第7条第2号に該当するとして非開示とした決定については、諮問実施機関が条例第7条第2号に該当することから非開示とすべきとしていることについては、別表に掲げる部分について、条例第7条第2号及び第3号のいずれにも該当せず、開示すべきであるが、その余の部分については、条例第7条第2号の規定に該当すると認められるので、非開示としたことは妥当であると判断した。

別表（開示すべき部分）

番号	文書名	開示すべき部分
1	委員 A に係る経歴概要書	主な経歴の欄の3行目
2	委員 B に係る経歴概要書	主な経歴の欄の4行目

備考 この表において、奥州市固定資産評価審査委員会の3名の委員をそれぞれ五十音順に委員 A、委員 B 及び委員 C としている。